

垂水中央東地区 再開発組合ニュース 第7号



営業者・居住者の皆様へ

明渡し期日は来年（令和4年）3月下旬以降
に延期になる見込みです。



再開発施行区域内の営業者・居住者の皆様におかれましては、来年から除却工事を開始するため、来年の1月下旬頃の明渡し期日を目指して進めていましたが、事業スケジュール遅延に伴い来年3月末頃の明渡し予定となりましたので、お知らせします。

権利者及び関係権利者の皆様に謹んでお詫び申し上げます。



時 期	項 目
令和3年9月～10月頃	権利変換に向けた面談を実施
令和3年11月中旬頃	権利変換計画の縦覧（2週間）
令和3年12月下旬頃	臨時総会開催（権利変換計画等）
令和4年1月～2月頃	権利変換計画の申請・認可公告 （権利者（関係権利者含む）に認可日等を書面で通知します）
令和4年2月中旬頃	転出者への従前土地及び建物補償額のお支払い
令和4年2月25日頃	権利変換期日 （登記上従前資産が抹消され従後資産に変わる日）
令和4年2月末日頃	明渡し請求（関係権利者に書面で通知します）
令和4年3月25日頃	明渡しに伴う補償契約書締結次第、一部お支払い
令和4年3月末日頃	明渡し期日（明渡し立会確認・残額お支払い）

※上記のスケジュールは権利者（関係権利者）の合意状況や行政協議によりなお変更になる可能性がある事をご了承下さい。

垂水中央東地区市街地再開発事業



10/22(金) 事業計画変更が認可されました。

令和3年9月12日（日）に開催した臨時総会において承認された事業計画変更について、10月7日（木）に周辺の皆様へ「地域指定郵便」（陸ノ町、神田町、日向町）にて「施設計画案の変更内容」を郵送した後、神戸市に申請し受理されました。

10月22日（金）神戸市より事業計画変更の認可がされましたのでご報告致します。

【臨時総会にて議案審議中】



空き店舗からスタート（10月下旬～）

アスベスト調査と建物内の 残置物処分見積査定にご協力下さい



来年より行う建物除却工事にあたり事前にアスベスト調査を行うこととなりました。

建築物等の解体・改造・補修工事に伴う石綿の飛散防止を徹底するため、大気汚染防止法の一部を改正する法律が令和2年6月5日に公布され、令和3年4月1日に施行されました。

この法律改正を受け、石綿含有建材の見落としなど不適切な事前調査を防止するため、一定規模以上等の建築物等の解体等工事については、**石綿含有建材の有無にかかわらず、調査結果の都道府県等への報告を義務付けられることとなりました。**

また、これまで面談でお伝えしておりました、建物除却に伴い建物内の残置物処分の見積査定をさせていただきます。

調査日時については、事務局よりご案内させていただきますので、ご協力の程、よろしくお願い致します。

お問い合わせ先

垂水中央東地区市街地再開発組合 事務局

住所：〒655-0026 垂水区陸ノ町1-2 サン&サンビル401号室

電話：078-224-5399（代表） FAX：078-224-5402

開業日時：月～金（祝日を除く）10時～17時

